

「香川県暴力団排除推進条例」 の一部改正の概要について

条例改正の目的

本県においては、平成 23 年に香川県暴力団推進条例を施行し、県、市町、関係機関・団体、県民、事業者が相互に連携協力して暴力団排除を推進しています。

県民の皆様には、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったとき、県に対して情報を提供するよう要請しているところ、報復や不利益を被る可能性を心配し、なかなか情報提供ができない場合があるかと思えます。

そのような心配を取り除き、より多くの方から暴力団排除に資する情報の提供がなされるよう条例第 10 条の改正を行いました。

条例改正の概要

これまでの香川県暴力団排除推進条例第 10 条では、事業者で稼働する労働者や事業者に派遣されて稼働する派遣労働者の方が、稼働先の役員、従業員、代理人その他の者について、暴力団排除通報（暴力団排除のために必要と思われる事実を県に通報すること。）をしたことに対して、その事業者が通報した人に解雇、降格、減給、派遣労働者の交代の要求、その他の不利益な取扱いをしてはならないとしていました。

この度、条例改正で、暴力団排除通報者として保護される方の対象を、労働者、派遣労働者に加え、『役員』を追加しました。

役員とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）を指します。

そして、事業者は暴力団排除通報を行った役員に対して、報酬の減額その他不利益な取扱い（解任を除く。）をしてはならないこととなりました。